

## 東日本大震災により被災された財形融資返済中の方への返済方法の 変更の制度拡充について

この度の東日本大震災により被害にあわれた皆様にお心よりお見舞いを申し上げます。

独立行政法人雇用・能力開発機構から事業主等を通じて財形持家融資を受けて現在返済中の方で、東日本大震災により被災された方については、被災の程度に応じて返済方法の変更を行っておりますが、下記のとおりその内容について拡充します。

### 記

#### 1. 返済方法変更の拡充内容

- (1) 返済金の払込みの据置又は返済期間の延長を被災の程度に応じて、現行の最長3年から最長5年に延長を行います。
- (2) 据置期間中の金利の引き下げを被災の程度に応じて、現行の最大で「1.5%引き下げた金利」から最大で「1.5%引き下げた金利又は0.5%のいずれか低い方」に拡充します。

#### 2. 返済方法変更の対象になる方

次のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方

- (1) 勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
- (2) 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故による避難勧告等を受け、生活に相当の費用が必要な方

#### 〔ご相談窓口〕

独立行政法人雇用・能力開発機構 勤労者財産形成部

電話番号 0120-989-534 (通話料無料)

電話受付時間 9:00~18:00 (土日、祝日を含む)

※IP電話などでご利用いただけない場合は、045-683-1177におかけください。

又はご返済中の財形業務取扱金融機関

#### 【参考：特例措置の内容】

〔拡充後〕（下線部分：拡充内容）

り災割合（被災の程度）に応じ、次の表に定める範囲内において、払込みの据置、償還期間の延長又は据置期間中の金利の引き下げを行います。

り災割合 \ 変更内容	据置期間	返済期間の延長	据置期間中の金利引き下げ
30%未満	1年	1年	0.5%引き下げた金利又は 1.5%のいずれか低い方
30%以上 60%未満	<u>3年</u>	<u>3年</u>	1.0%引き下げた金利又は <u>1.0%</u> のいずれか低い方
60%以上	<u>5年</u>	<u>5年</u>	1.5%引き下げた金利又は 0.5%のいずれか低い方

※り災割合とは、災害発生の日前1年以内の収入額から災害発生日以後1年間の収入予定額を差し引いた金額に、融資住宅等の復旧に要する自己資金等と災害による負傷又は疾病の治療費を加えた金額が、災

2011年5月25日

害発生の日前1年以内の収入に占める割合をいいます。  
※据置期間中の金利を引き下げた結果、0%を下回る場合は、0%となります。

[拡充前]

変更内容 り災割合	据置期間	返済期間の 延長	据置期間中の金利引き下げ
30%未満	1年	1年	0.5%引き下げた金利
30%以上 60%未満	2年	2年	1.0%引き下げた金利
60%以上	3年	3年	1.5%引き下げた金利

独立行政法人雇用・能力開発機構のご相談窓口  
勤労者財産形成部 回収課 債権管理第二係  
電話 0120-989-534 (045-683-1177)  
FAX 045-683-1267  
メール [yuuzai04@ehdo.go.jp](mailto:yuuzai04@ehdo.go.jp)